

## ＜新潟産業大学附属高等学校いじめ防止基本方針＞

本校では、全ての教職員が、「いじめはどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、家庭、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、所轄の警察署等の関係機関と連携しながら対処するとともに、援助を求め解決・指導をします。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための計画」を設け、教職員はその計画に基づいて、基本方針の実践に努めていきます。

### 1 組織対応に向けて

- いじめ未然防止といじめの早期発見のために、「いじめ防止委員会」を設置する。
  - ・ 構成員は、校長、教頭、生徒指導部長、関係学年主任、クラス担任、関係部活動顧問、養護教諭、その他とする。
  - ・ 委員会の取組内容は、いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成、アンケートの実施と結果報告、未然防止の取組、早期発見の取組、各クラスの状況報告等とする。
- いじめを認知した場合は、その解決に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。
  - ・ いじめを認知した場合、校長は速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。
  - ・ 構成員は、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、クラス担任、関係部活動顧問、養護教諭、その他とする。
  - ・ 委員会の取組内容は、事実関係の正確な調査・把握、被害者・加害者また全体に対して、具体的な指導方針の決定、保護者と連携をとりながらいじめの解決指導、警察等関係機関と連携を取りながらいじめの解決指導、事態収束まで継続指導・経過観察等をする。

### 2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

### 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

### 4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通す。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応する。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導する。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組む。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されぬ行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行う。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。